

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員事務局設置条例

平成19年3月28日

条例第23号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条第2項の規定により、本広域連合の監査委員に事務局を置く。

(委任)

第2条 法令その他別に定めがあるものを除くほか、事務局について必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。